

別表第2（第2条関係）

項	事務	名称及び額				徴収時期			
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、1の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては1の建築物について同表106の5の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の5に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p>				認定申請のとき			
<p>(1) 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が定める機関（以下この表において「適合性確認機関」という。）が認めた場合</p>		<p>一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）</p>		1件につき 4,700円					
				<p>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）</p>			1の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	1件につき 4,700円
								同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	1件につき 9,400円
								同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	1件につき 16,000円
								同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	1件につき 27,000円
								同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	1件につき 45,000円
								同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	1件につき 82,000円
								同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	1件につき 131,000円
								同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	1件につき 170,000円
				1の建築物の申請の場合		住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同じ。）	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき 4,700円	
1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 9,400円								
1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 16,000円								
1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 27,000円								

1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 45,000円	
1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 82,000円	
1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 131,000円	
1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 170,000円	
1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 185,000円	
共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 160,000円

		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 200,000円
	非住宅の部分 (住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 200,000円
その他の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 9,300円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 26,000円	

			建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 80,000 円
			建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 126,000 円
			建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 160,000 円
			建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 200,000 円
(2) その他の場合	一戸建て住宅			1 件につき 35,000 円
	共同住宅等	1 の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 のもの	1 件につき 35,000 円
			同時に申請する戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件につき 69,000 円
			同時に申請する戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 件につき 97,000 円
			同時に申請する戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 件につき 137,000 円
			同時に申請する戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 件につき 197,000 円
			同時に申請する戸数が 51 以上 100 以下のもの	1 件につき 283,000 円
			同時に申請する戸数が 101 以上 200 以下のもの	1 件につき 385,000 円
			同時に申請する戸数が 201 以上 300 以下のもの	1 件につき 508,000 円
			同時に申請する戸数が 301 以上のもの	1 件につき 600,000 円
	1 の建築物の申請の場合	住戸の部分	1 棟の総戸数が 1 のもの	1 部分につき 35,000 円
			1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 部分につき 69,000 円
			1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 部分につき 97,000 円
			1 棟の総戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 部分につき 137,000 円
1 棟の総戸数が 26 以上 50 以下のもの			1 部分につき 197,000 円	

	1 棟の総戸数が 51 以上 100 以下 のもの	1 部分につ き 283,000 円
	1 棟の総戸数が 101 以上 200 以下 のもの	1 部分につ き 385,000 円
	1 棟の総戸数が 201 以上 300 以下 のもの	1 部分につ き 508,000 円
	1 棟の総戸数が 301 以上のもの	1 部分につ き 600,000 円
共 用 廊 下 等 の 部 分	当該部分の床面 積の合計が 300 平方メートル以 内のもの	1 部分につ き 109,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 300 平方メートルを 超え 2,000 平方 メートル以内の もの	1 部分につ き 180,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 5,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き 280,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き 359,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 25,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き 429,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 25,000 平方メー トルを超えるも の	1 部分につ き 500,000 円

非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1 部分につき 242,000 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 384,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 546,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 670,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 789,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 部分につき 900,000 円
その他の建築物	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のもの	1 件につき 242,000 円
	建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 384,000 円
	建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 546,000 円
	建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 670,000 円
	建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 789,000 円

				建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 900,000 円		
2	法第 55 条の規定に基づく低炭素建築物等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第 55 条の規定において準用する法第 54 条第 2 項の規定に基づく申出があつた場合においては、1 の建築物について別表第 1 の 72 の項の 1 から 3 までに掲げる額(申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては 1 の建築物について同表 106 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について同表 72 の項の 5 に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				変更認定申請のとき	
		(1) 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合	一戸建て住宅		1 件につき 3,300 円		
			共同住宅等	1 の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 のもの 同時に申請する戸数が 2 以上 5 以下のもの 同時に申請する戸数が 6 以上 10 以下のもの 同時に申請する戸数が 11 以上 25 以下のもの 同時に申請する戸数が 26 以上 50 以下のもの 同時に申請する戸数が 51 以上 100 以下のもの 同時に申請する戸数が 101 以上 200 以下のもの 同時に申請する戸数が 201 以上 300 以下のもの 同時に申請する戸数が 301 以上のもの	1 件につき 3,300 円 1 件につき 6,600 円 1 件につき 11,000 円 1 件につき 19,000 円 1 件につき 32,000 円 1 件につき 58,000 円 1 件につき 93,000 円 1 件につき 122,000 円 1 件につき 134,000 円	
				1 の建築物の申請の場合	住戸の部分 1 棟の総戸数が 1 のもの 1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの 1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの 1 棟の総戸数が 11 以上 25 以下のもの 1 棟の総戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 部分につき 3,300 円 1 部分につき 6,600 円 1 部分につき 11,000 円 1 部分につき 19,000 円 1 部分につき 32,000 円	

	1 棟の総戸数が 51 以上 100 以下 のもの	1 部分につ き 58,000 円
	1 棟の総戸数が 101 以上 200 以下 のもの	1 部分につ き 93,000 円
	1 棟の総戸数が 201 以上 300 以下 のもの	1 部分につ き 122,000 円
	1 棟の総戸数が 301 以上のもの	1 部分につ き 134,000 円
共 用 廊 下 等 の 部 分	当該部分の床面 積の合計が 300 平方メートル以 内のもの	1 部分につ き 6,500 円
	当該部分の床面 積の合計が 300 平方メートルを 超え 2,000 平方 メートル以内の もの	1 部分につ き 18,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 5,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き 56,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き 88,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 25,000 平方メー トル以内のもの	1 部分につ き 112,000 円
	当該部分の床面 積の合計が 25,000 平方メー トルを超えるも の	1 部分につ き 140,000 円



非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1 部分につき 6,500 円
	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 18,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 56,000 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 88,000 円
	当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき 112,000 円
	当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 部分につき 140,000 円
その他の建築物	建築物の延べ面積が 300 平方メートル以内のもの	1 件につき 6,500 円
	建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 18,000 円
	建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 56,000 円
	建築物の延べ面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 88,000 円
	建築物の延べ面積が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	1 件につき 112,000 円

			建築物の延べ面積が 25,000 平方メートルを超えるもの	1 件につき 140,000 円
(2) その他の場合	一戸建て住宅			1 件につき 18,000 円
	共同住宅等	1 の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が 1 のもの	1 件につき 18,000 円
			同時に申請する戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件につき 37,000 円
			同時に申請する戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 件につき 52,000 円
			同時に申請する戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 件につき 74,000 円
			同時に申請する戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 件につき 108,000 円
			同時に申請する戸数が 51 以上 100 以下のもの	1 件につき 159,000 円
			同時に申請する戸数が 101 以上 200 以下のもの	1 件につき 221,000 円
			同時に申請する戸数が 201 以上 300 以下のもの	1 件につき 291,000 円
			同時に申請する戸数が 301 以上のもの	1 件につき 342,000 円
	1 の建築物の申請の場合	住戸の部分	1 棟の総戸数が 1 のもの	1 部分につき 18,000 円
			1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 部分につき 37,000 円
			1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 部分につき 52,000 円
			1 棟の総戸数が 11 以上 25 以下のもの	1 部分につき 74,000 円
			1 棟の総戸数が 26 以上 50 以下のもの	1 部分につき 108,000 円
1 棟の総戸数が 51 以上 100 以下のもの			1 部分につき 159,000 円	
1 棟の総戸数が 101 以上 200 以下のもの			1 部分につき 221,000 円	
1 棟の総戸数が 201 以上 300 以下のもの			1 部分につき 291,000 円	

	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 342,000円
共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 57,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 96,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 156,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 205,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 247,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 290,000円
非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 123,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 198,000円

				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 290,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 361,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1部分につき 427,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1部分につき 491,000円
	その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			1件につき 123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1件につき 198,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			1件につき 290,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			1件につき 361,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			1件につき 427,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの			1件につき 491,000円

備考

- (1) 共同住宅等の1の建築物を申請する場合には、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分及び非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分により算出した額は加算しない。
- (2) 共同住宅等の1の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合においては、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。